

社会保障審議会障害者部会（第81回） 質問事項回答

委員	内容	回答
日野委員	<p>地域移行を進めるために、3年前にグループホームを本体とするサテライト型の住居の創設が制度化されたと思うが、整備状況や実施状況等についてわかるようであれば教えていただきたい。</p>	<p>サテライト型住居の実施状況は以下のとおり。 事業所数 213ヶ所、利用者数302人 (平成27年4月1日現在障害福祉課調べ)</p>
斉藤委員	<p>「基幹相談支援センター」の充実についてであるが、難病疾病については、1人いるかいないかという疾病名が沢山出てくると思う。厚労省が作成した「難病患者等に対する認定マニュアル」は、私は非常によく出来ていると思う。</p> <p>この機能を充実させていくために、これをぜひ市町村、特に障害支援区分を司る部署にも説明し、配布、活用していただければと思うが、現状はどうなっているのか。</p>	<p>障害支援区分の「難病患者等に対する認定マニュアル」は、障害者総合支援法における対象疾病の見直しが行われる度に改訂しており、その都度各自治体へ周知している。</p> <p>また、厚生労働省ホームページにも掲載している。</p> <p>今後は、市町村審査会への訪問事業等も活用し、自治体担当者や現場の認定調査員、審査会委員等へも一層の浸透を図っていく。</p>
斉藤委員	<p>難病支援センターも含めて、多くの相談機関で相談事例が集まっていると思う。これらを小さな自治体でも活用できれば良いと思うが、そうした活用術があれば教えていただきたい。もし活用されていないのであれば、活用に向けてどのような形の仕組みを考えているのか方向性を教えていただきたい。</p>	<p>障害者総合支援法第89条の3に規定する「協議会」においては、関係機関等が相互に連絡を図ることにより、地域における支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うこととしている。</p> <p>引き続きこうした協議会における活動を通じた、難病患者に対する相談事例を含めた様々な事例や課題の共有を促してまいりたい。</p> <p>なお、小規模市町村については難病に関する事例等が少ない場合が考えられることから、都道府県協議会が小規模市町村と事例等の情報共有を図ることも考えられる。</p>

委員	内容	回答
中板委員	<p>医療的ケアが必要な障害児にとって、地域での生活を継続する上でも福祉サービスは重要なことは前述のとおりである。</p> <p>現在、「周産期医療体制整備指針」を「医療計画作成指針」に一体化した上で、「周産期医療体制整備計画」も「医療計画」(第7次医療計画)に一体化することが検討されているが、医療計画と障害児福祉計画の整合性についてはどのように整理される予定か。</p> <p>(今後は、医療的なケアが必要な障害児に対しては、訪問看護など医療計画と障害児福祉計画の双方が関連してくることになるのでその整合性の図り方について気になるところである。)</p>	<p>現行の基本指針においては、障害福祉計画の作成に関する事項の「他の計画との関係」について、障害福祉計画は、「医療計画」等と調和が保たれたものとする必要があることが記載されている。</p> <p>障害児福祉計画の作成に当たっても、同様に「医療計画」等と調和が保たれたものとする旨、記載したいと考えている。</p>
橘委員	<p>児童福祉法の第33条第19項(基本指針の策定)では、「入所支援や通所支援を略して障害児通所支援等という。」という文言で、入所施設を含めているが、第33条の20(市町村障害児福祉計画)では、入所施設が記されていない。第33条の22(都道府県障害児福祉計画)では、入所を含めた「等」という記載がある。</p> <p>これからすると、都道府県は、入所支援を含めた計画であり、市町村では、入所支援のニーズを捉えない計画になるのではないかと読めてしまう。この点について確認したい。</p>	<p>児童福祉法においては、市町村が障害児通所支援の、都道府県が障害児入所支援の支給決定権者となっている。また、都道府県は、管内の障害児支援の広域的調整の役割を担っているため、このような規定となっている。</p> <p>基本方針の「障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」に、市町村が障害児通所支援や障害児相談支援だけでなく、障害児入所支援とも緊密な連携を図っていく必要がある旨、記載したいと考えている。</p>

委員	内容	回答
菊本委員	<p>医療的ケアを必要とする障害児支援について、何度も「障害児」という記載があるが、これは「者」は入らないのか。</p>	<p>医療的ケア児については、身体に何らかの障害があるにもかかわらず、外形上、比較的活発に会話や動作を行うことができる児童もいることから、一般的に、障害児に該当するとの認識が薄く、適切な福祉的支援が行われていないとの指摘があることから、先般の法改正において、児童福祉法に明記されており、法律上は障害児のみとなっている。</p> <p>基本指針の「障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」において、関連分野が連携を図るための協議の場において、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが重要であることを記載したいと考えている。</p>
石原委員	<p>委託訓練やトライアル雇用、職場適用援助者等の労働スタッフについては、見込み値を大幅に下回っている一方で、就労継続支援事業A型は見込み値を大幅に上回っているとの記載がある。このアンバランスに対して、具体的な施策があるのであれば、教えていただきたい。</p>	<p>「ニッポン一億総活躍プラン」においても、障害者の一般就労への移行に向けた支援の必要性が盛り込まれていること等を踏まえ、引き続き障害者の就労支援に取り組んでいくことが必要と考えている。</p> <p>御指摘の点については、今般の基本指針の改正において、活動指標の見直しを検討するとともに、今後必要な対応を検討したいと考えている。</p>

委員	内容	回答
菊本委員	<p>地域包括ケアシステムについて、地域に日常的に出ることができる医療関係者に非常に期待をしたが、難病や高次脳機能障害の方々が恩恵を受けるところがだいぶぼやけてきていて、現場ではあまり聞かれていない。</p> <p>本来は医療が出てきて、今まで狭間に落ちやすかった方に対する支援が厚くなると期待をしていたが、この現状について現在どのように議論が進んでいるか。</p>	<p>地域包括ケアシステムについては、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、高齢者に限らず、障害者、難病のある方なども含めた「丸ごと」の支援に深化させるための取組が議論されているところ。</p> <p>また、高次脳機能障害については、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について議論しているところ。</p> <p>難病については、今年度「難病対策委員会」において議論し、都道府県における医療提供体制等についての報告書を取りまとめた。</p> <p>今後ご指摘も踏まえながら、難病や精神障害の方々に必要な医療等が提供されるよう検討を進めてまいりたい。</p>
竹下委員	<p>第5期計画を策定するにあたり、計画の連続性、あるいは上積みについて分析できる方法を考えていただきたい。とりわけ、ニーズに対する充足率について分析したものを発表していただきたい。</p>	<p>第3期及び第4期障害福祉計画の目標値に対する実績について、前回の部会において資料を提出しており、これらを踏まえて、基本指針の見直しについてご議論いただきたい。なお、第4期障害福祉計画に係る基本指針において、PDCAサイクルの考えを盛り込んでおり、今後各自治体に対し実績や分析結果等について調査を行い、比較可能な形で公表することを考えている。</p>

委員	内容	回答
齊藤委員	<p>新しい障害福祉計画を立てるにあたって、難病等対象者のサービス利用実績の分析と評価は、欠かせないものとするが、今回の部会資料では、項目すら入っていない点についての見解は。また、利用者が少ないことの原因をどう考えているのか。</p>	<p>難病等対象者については、現行の基本指針においても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨につき、周知を図っていくべきこと ・難病の患者等への支援体制の整備が重要な課題であることを踏まえ、都道府県及び指定都市が設置する協議会において、難病相談・支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要であること等
齊藤委員	<p>数値目標に、難病等対象者についての利用者の実態把握と目標を、何らかのかたちで盛り込むべきと思うが、厚生労働省の考えは。</p>	<p>につき記載しており、今後とも、こうした記載に基づき、難病患者が円滑に障害福祉サービスを利用することができるような基盤整備が重要であると考えている。</p> <p>また、国保連データにおける難病等対象者の利用者数については、基本的に、身体障害者手帳を保有せず、「難病」という要因のみにより障害福祉サービスを利用している人数を計上しているものであるが、難病患者に関しては、難病により身体の状態が悪化することにより、同時に身体障害者手帳の交付を受ける場合も多いことから、実際の「難病患者であって障害福祉サービスを利用している者数」よりも少ない数値が計上されているものと考えられる。なお、今後の検討方針については本日の資料1-1を参照されたい。</p>